

〈研究ノート〉

明治時代の陰陽師 ——若杉家文書からみる陰陽道取締本所の活動——

土屋 宗一

1. はじめに

本稿は、明治時代における陰陽道と陰陽師の活動の一端を紹介し、検討することを目的としている。特に、明治20年代から33年ごろまで存在していた「陰陽道取締本所」(以後「本所」と略す)という組織に注目し、それがどのような組織であったのか、江戸時代の制度とも比較しながら紹介し、検討していく⁽¹⁾。

明治3年(1870年)2月、太政官から土御門晴栄(幼名は和丸、ここでは晴栄で統一する)に対し、天文と暦について今後は大学の管轄とする旨の達しがあった。「陰陽寮」は廃止され、晴栄と土御門家の家司たちは、「天文暦道御用掛」の職に任じられた。ついで同年八月に「天文暦道局」は「星学局」に組織が改められ、晴栄は「大学星学局御用掛」の職に任じられたが、同年12月19日に「大学星学局御用掛被差免」となった⁽²⁾。翌年八月には土御門家は家職である陰陽道を廃したことに對し、「従来之家職被廢候ニ付格別之思召ヲ以目録之通被下候事」として金500円の下賜金がおくられた⁽³⁾。明治政府によって土御門家は「家職」である天文や暦道から切り離されたと同時に、陰陽師たちは身分の特権(「宗教者」としての活動、苗字、帯刀など)が廃止され、政府からの保護・公認を受けることがなくなった。

明治時代に入り、「宗教」を取り巻く状況が大きく変化した⁽⁴⁾。各「宗教教団」はそれぞれ自らのアイデンティティと教義を「再編成」し、近代的な宗教教団へと変貌を遂げようとしていた⁽⁵⁾。そしてそれは他の「宗教」と同様、「陰陽道」も

例外ではなかった。これまで研究されてこなかったが、この時代の「陰陽道」も自らを時代に合わせた存在へと変貌させようとしていた。「本所」はその一つの試みと見ることができる。

これまで明治時代の宗教に関する研究の多くは、「国家神道」・教派神道・新宗教・仏教・キリスト教について焦点が当てられてきた。また、これまでの陰陽道史の研究において、儀礼的側面や身分制的側面など数多くの研究がなされてきたが、それらは明治3年の陰陽寮廃止（天社神道廃止）に至る経緯と、天体観測と造暦、そして身分的特権に関する土御門家と陰陽師の研究で終わっており、それ以降の研究はほぼない⁽⁶⁾。国家の（公的な）組織・制度としての「陰陽道」は明治3年に終焉を迎えたが、人々の生活に「陰陽道」は根をはり、「陰陽師」もこの当時数多く活動していた。彼らは「近代化」が進む19世紀の後半、20世紀初めをどのように生きたのか、また生きていこうとしたのかについて本稿では考えていきたい。

拙稿において、筆者は「本所」が構想した教育機関「易学講究所」について検討したが、本稿では「本所」そのものについて紹介し、検討を行なう⁽⁷⁾。拙稿同様、京都府立総合資料館が所蔵する若杉家文書の1000番、1001番、1008番、1012番から1019番、1038番、1274番から1280番の「本所」とそれに関係する史料を主として使用しながら論じていく⁽⁸⁾。上記該当箇所の若杉家文書には、「本所」に関する数種類の「設立願」や「規定」が草稿を含めて存在している。今回は1000番の明治26年10月に文部省へ提出する予定であった史料を中心に論じていきたい。それぞれの差については、今後の課題としたい。次節では、江戸時代、武家政権が支配する時代において陰陽道がどのような組織で、陰陽師たちがどのような活動を行っていたのかについて、土御門家の組織を中心に述べる。

2. 江戸時代の陰陽道組織について⁽⁹⁾ ——土御門本所と全国の陰陽師たち——

近世社会において「陰陽師」とはどのような人物をさしているのか。「陰陽師」という呼称は、同時代においても必ずしも一般的な認知を得ていたわけではな

い。梅田千尋と林淳の研究によると、近世「陰陽師」とは、「本所土御門家によって与えられた呼称であり、幕藩体制下の陰陽道支配という歴史的制度の産物」であるという⁽¹⁰⁾。組織に属した人々は多様であり、古いや祈禱を行っていた人物または地域の宗教者集団が、近世に入って土御門家の支配によって再定義され新たに現出した枠組みといえる。彼らだけでなく和算家や暦算を学ぶ町人学者なども、土御門家の門人・門弟となり活動していた。

天和二年（1682年）土御門泰福が陰陽頭となった。そして翌年の靈元天皇の論旨と将軍綱吉からの朱印状によって、全国の「陰陽師」たちをとりまとめる「本所」として活動を始めたが、当初は、近畿一帯と尾張・三河の陰陽師たちを掌握しているのみであった。実際に、土御門家が陰陽頭として陰陽師への支配と統率を全国におよぼしたのは、寛政3年（1791年）の全国触れによってだといわれている⁽¹¹⁾。土御門家は寛政3年以前に「触頭」と呼ばれる、その地域の陰陽師を束ねる役職を畿内、尾張など各地にすでに創設していた。触頭のおかれていた国々では、各陰陽師たちは土御門家（土御門役所）への定期的な出頭が触頭を通じて命ぜられたていた。出頭し、改めを受け、特定地域での活動を認める許状・職札・印鑑が年一度の貢納金とひきかえに与えられた。この処置はあくまで京都や大阪とその近郊のみであり、それより遠い地の場合は、土御門家の家司または雑掌で構成される取締出役と呼ばれる使者を派遣して各地の陰陽師たちに対して改めを行った。ここでも、改めを受けた陰陽師たちは、土御門家との取り決めを守ることを条件に、職札を御札録金と年一度の貢納料と引き換えに受け取り、それを持って活動を行った。

土御門家から認可を受けた陰陽師たちが、自由勝手に活動できたわけではない。職札によって、許される活動内容も異なっていた⁽¹²⁾。新たに土御門家に入門する場合には、その人物は師（土御門家配下である必要がある）と請人と連印で「三か条」（土御門家へ職札を願ひ出ること、公儀法度・役所作法を守ること、貢納料を納めること）を制約することによって「陰陽師」として認められた⁽¹³⁾。土御門家は上記のような組織をつうじて、それまで幕府や朝廷が掌握しきれなかつ

た、仏教や神道のどの派にも属していない各地域の宗教者を「陰陽師」として掌握していった。土御門家は彼らからの貢納料と御札録金を収入源ともしていた⁽¹⁴⁾。

また、土御門家は斉政館という私塾を1800年に設立し、活動を行っていた⁽¹⁵⁾。そこで家職の拠点として塾を設立し、門人の拡大と家職の普及をはかるため、二つのことが行われていた。ひとつは講読、ひとつは出版である。講読では、易学だけでなく天文・暦等も扱った。講読は設立時の当主であった土御門晴親が行うことも、外部から陰陽師や天文家・算術家を招くこともあった。全国各地から、陰陽師だけでなく、天文家・和算家など多くの人が塾生として参加し、学び、交流を深めていった。出版については、主に土御門家が蔵する書籍を翻刻・出版していた。先行研究によると、陰陽道では『陰陽道方位便覧』、天文関係では『星圖歩天歌』、暦関係では『暦学疑問』などを出版していたようである⁽¹⁶⁾。このような活動を通じて、全国各地の天文家・暦学者のネットワークを形成し門人・門弟にすることができた。入門を希望する者は、束修料（入門料）を支払い、「御入門束修式」を経て、門弟として認められた。言うまでもないが斉政館は近代的な学校システムとは異なる機関であった。

土御門家は宗教者や様々な人々を「陰陽師」として登録・管理する範囲を確定し、それまで各地域で自主的な身分的共同体を構成していた地域職能集団（「陰陽師」・暦師集団）に対する組織化を行った。

3. 陰陽道取締本所

「本所」は明治26年から27年にかけて企図し、京都において設立された組織である。その中心人物は京都に残った土御門家の旧家司と雑掌たちである、若杉保矩、三上政明、吉田有貴、皆川寛通、山田弁之助の五人であった⁽¹⁷⁾。その中でも若杉保矩は、この組織を指導した人物であった⁽¹⁸⁾。明治時代になり、陰陽道がかつてのような活動が認められなくなり、土御門家の人間たちも、易や暦、時刻、天文を司ることもなくなった。彼らは近代の「陰陽道」にいかなる意味を与え、自らがこれまで行ってきた活動に対して、どのように再解釈し、再組織化してい

こうとしたのだろうか。

文部省に提出予定であった「本所」設立願には、当時の時代状況と陰陽道の存在について、以下のように述べられている⁽¹⁹⁾。少し長いが引用する。

我邦陰陽道ト称スルモノハ周易ヲ素トシ即チ日月昼夜ヲナスノ道ヲ通シ陰陽五性変化ノ理ヲ究メ天地萬物生成存亡ノ幾ヲ知覚スル微妙ノ学ニシテ亦哲学ノ一部分ナリ而メ君臣父子夫婦昆弟朋友ノ大義皆備ハラサルハナシ是古聖人ノ教ニシテ乃チ我邦往古土御門祖先

人皇第八代

孝元天皇ノ第一皇子大彦命ノ胤嗣従一位左大臣安倍内膳ヨリ累代此道ヲ以テ其職ヲ奉シ大化年来一千有余年ノ星霜ヲ積メリ而メ安倍晴明ノ如キハ最モ其蘊奥ヲ■究シテ■々奇偉ノ実効ヲ奏セリ是ヲ以テ

朝廷御歴代ニ於テ陰陽頭ノ職ヲ奉セリ乃チ我邦陰陽師ノ総長タリ故ニ天下ノ陰陽師タル者皆其門ニ就テ其認可ヲ得サレハ其業ニ食ムヲ得サルナリ然而天運循環シテ維新ノ日ニ至リ一時廃止セラレタリ然レトモ猶此業ヲ以テ糊口ヲ送ル者往之アリ近頃此業復タ盛ニ世ニ行ハル其徒皆私カ旧寮及臣下門下ノ子弟ナリ其他新ニ之レヲ業トスル者モ亦旧寮及臣下門下ニ学フ者多シ然ルニ間々彼ノ白面書生ノ徒アリテ悠マニ詐術ヲ著筮ニ籍リ荒誕悠謬妄リニ吉凶悔吝ヲ誣説シテ良民ヲ蠱惑シ過当ノ謝儀ヲ貪ル等ノ兇獎アリ実ニ畏ル可キナリ是ヲ以テ彼ノ旧寮及臣下門下ノ徒其懐旧ノ真情ヲ以テ私ヲ推シテ復タ之レカ総長タランコトヲ請フテ止マス因テ私祖先ノ遺業ヲ継キ冀クハ之レカ管理ヲ為シ度今回更ニ陰陽取締本所ヲ設置シ其徒タル者ノ為メニ将来ノ基礎ヲ鞏固ニシ彼ノ荒誕誣説ノ徒ヲ防カン為メ此道ヲ以テ業トスル者ハ皆本所於テ其学力品行ヲ試験シ其合格スル者ニハ証明書ヲ与ヘ且本所ノ規則ヲ確守シ其他皇漢洋諸典ノ陰陽道ニ関スル書ヲ講究シ同業者ヲシテ整正嚴肅ナラシメ度此亦文学ノ一端ニ候得ハ何卒御本省ニ於テ右御許可被成下度即チ規則書相添奉願上候也

明治廿六年十月三日
 神奈川県足柄郡小田原町字十字町
 三丁目五百五拾五番地寄留
 正五位子爵土御門晴栄⁽²⁰⁾

文部大臣井上毅 殿⁽²¹⁾

ここでは、陰陽道の来歴、土御門家の祖先である安倍晴明が陰陽道を創唱し、朝廷に貢献してきたかが述べられている。そして、天皇家と深い結びつきをもっており、土御門家が朝廷の命を受けて全国の「陰陽師」たちを統率してきたことについても述べられている。続けて、近年の状況についても以下のように書かれている。そこでは、明治の時代になり陰陽寮も廃止され、全国の「陰陽師」たちは窮乏に陥っていたこと、しかし最近はまだ盛んになってきており、元々の土御門の家司や門下たちも活動を再開してきていることが述べられている。そして、怪しげな術で人々を惑わす者たちも出てきていることを問題視し、それらの怪しい者たちを排し、「祖先の法」を取り戻すために「本所」を設立し、試験を課し、合格した者のみに活動を行わせること、そしてこれらを今後も守っていくために「陰陽」の書籍を「講究」していくことが最後に述べられている。一方で、ここには陰陽五行説が中国から導入されたものであること、中国との関係において陰陽道が発展してきたことについての言及はみられない。

続く、「陰陽道本所取締規則」においてより具体的に「本所」の活動が17条にわたって述べられている。

第一條 本所ハ陰陽道古法ニ憑拠シ陰陽師ニ道法技術ヲ授ケ
 主トシテ執行上公正直実ノ風ヲ養成スルヲ目的トス

第二條 陰陽道取締本所ヲ京都ニ置キ東京大阪二府其他各縣下須要ノ地

ニハ取締分所ヲ設置シ本道ニ関スル諸事及土地ノ状況人事ノ異動ニ至ルマデ悉ク相互ニ通報シテ気脈シ聯絡シ以テ本業者ヲ管理スルモノトス但シ本所ニ役員若干名ヲ置テ事ヲ委任セシム分所ハ之ニ準スルモノトス

第三條 陰陽師タラント欲スル者ハ必ス本所若クハ分所ニ於テ其学力品行等ノ試験ヲ受ケシム其合格スル者ニハ証明書ヲ与フ
現在陰陽師ニシテ多年之レヲ業ト為シ智識技能及ヒ品行端正ノ者ト認ムルトキハ総長ノ決裁ヲ俟テ試験ヲ要セス直ニ証明書ヲ与ヘテ加入者トス
但シ試験ノ期日ハ春秋ノ二期トス事宜ニ依リ臨時之レヲ行フコトアルヘシ

第四條 陰陽師ニシテ本所ノ証明書ヲ偽造シテ本所管理ヲ受クルモノ、如ク仮装若クハ之ヲ口実トシ以テ濫リニ陰陽道ヲ執行スルカ或ハ之レニ類似スル所業ヲ為シ苟モ吉凶禍福ヲ判決スル者アルトキハ速ニ本所又ハ分所ヘ通報スヘシ

第五條 名簿ニ登録シタル陰陽師ハ執行上ニ付総テ本所ノ監督ヲ受ケルモノトス

第六條 本所ヨリ附與シタル証明書ハ戶外若クハ旅行先ニ於テ陰陽道ヲ執行スル場合ニハ必ス携帯スルヲ要ス

第七條 証明書ハ他ニ賃借讓与売買スルヲ許サス

第八條 証明書ヲ紛失セシトキハ速ニ其理由ヲ申出更ニ書換ヘテ請フヘシ

第九條 陰陽道ニシテ氏名ヲ改称シ又ハ転住シタル場合ニハ新旧ヲ詳記シ速ニ本所若クハ分所ヘ通報ヲ為スヘシ死亡シタルトキトキハ其家族ノ者ヨリ十日以内ニ報告スヘシ

第十條 陰陽師其職ヲ止メシト欲スル者ハ其旨本所若クハ分所ヘ申出ヘシ

- 第十一條 陰陽師ニシテ左ノ行為アル者ハ総長ヨリ除名スルモノトス
- 一 品行方正ナラサル者
 - 一 不正不良ノ所業ヲ為シ本所ノ名声ヲ汚損スル等ノ行ヒアル者
 - 一 失物ヲ占断スルニ盜賊ノ容貌姓名ヲ語ル者
 - 一 疾病ヲ占フニ医薬ヲ指図シ或ハ禁呪シ符命ヲ与フル等凡テ巫祝ニ類似スルヲ為ス者
 - 一 過分ノ謝儀ヲ求ムル者
- 第十二條 陰陽師ニシテ無根虚偽ヲ吐キ以テ衆庶ヲ惑ハシ貪利ノ所業アリト認知シタルトキハ速ニ本所又ハ分所右通告スヘシ本所若クハ分所右通告ヲ受ケ又ハ直ニ認知スルトキハ其反則者一応檢察シ遂ケ事実アリト認ムレハ所轄警察署ニ告發シ其処分ヲ請フヘシ
- 第十三條 陰陽師ニシテ第四條及第十一條ノ各項ニ抵触シタル者ヲ發見セシトキハ速ニ本所又ハ分所ニ報告スルノ義務アルモノトス
- 第十四條 一時除名ヲ為シタルトキハ附与セシ証明書ハ速ニ本所又ハ分所ニ取却ス
- 第十五條 本道ニ加入セント欲スル者ハ左ノ書式ノ願書正副二通及ヒ履歷書相添ヘ本所若クハ分所ニ差出スヘシ
- 陰陽道本所管理願
- 何府縣何國何市郡何町村何番地
- 族籍 何之誰
- 右ハ今般陰陽道熱心ニ付学力御試験之上管理被成下度尤本所諸規則堅ク相守可申候依テ履歷書相添保証人連署ヲ以テ願上候也
- 右
- 年 月 日 何之誰 印
- 何府縣何國何市郡何町村何番地

族籍 保証人 何之誰 印
陰陽道取締本所御中⁽²²⁾

この規則を守り、「本所」に入りたい人物は、上記のように既加入者に保証人となってもらい、所定の金額を納める必要があった。

基本的に「本所」は全国の「陰陽師」たちからの登録を受け付けて、彼らに「階級」を与えて管理・統率しようとしていた。「階級」名は、一番上から、大占師・中占師・小占師・一級・二級・三級とした。各「階級」では「陰陽師」として行える活動が異なっていた（表3-1）。「本所」は本部を京都に、大阪と東京に支部を置く予定であった⁽²³⁾。

大占師：「維新以前三代以上土御門家配下ニアリタル者又ハ其子孫……〔後略〕」、「陰陽学理ノ蘊奥ヲ弘究セル者」、「行道ニ名望アル者」「所費七円ヲ既納」
中占師：「維新以前二代以上……〔後略〕」、「行道に精励シ同行者ノ模範トナル者」、「所費五円ヲ既納」
小占師：「維新以前土御門家配下ニアリタル者又ハ其子孫……〔後略〕」、「試験優等ノ者」「所費三円ヲ既納」
一級： 「五年以上行道ニ従事スル者」、「所費壹円ヲ既納」
二級： 「常議員五名以上ノ保証アル者」、「所費七拾銭ヲ既納」
三級： 「所費五拾銭ヲ既納」

表3-1 若杉家文書1000「陰陽道階級條規」より作成。

「陰陽道本所職制規定案」には「本所」の役職の一覧が載っており、そしてそれぞれの役職について、職務、給料（基本的には無給）、理事会での議決権、経理と財務、試験（後述）について細かい規定が書かれている⁽²⁴⁾。さらに、もし分所を設立または増設する場合についても記載があった。若杉たちは、実際にこれ

らの役職につき、全国の陰陽師たちの組織化を試みた⁽²⁵⁾。

これまで陰陽師として活動してきたものには、その経歴と推薦、納入金によって「階級」が与えられていた⁽²⁶⁾。そうした実績を持たず「階級」を望むものに対しては試験を行い、結果に応じて「階級」を与えようとしていた。実際に行われたかどうかは不明であるが、試験科目については、「易経大意、莖樸法、卦爻ノ変化及表裏顛倒交互法、形象配置法、天眼鏡使用法、五行配置法及方位ノ開塞法、観相法大意、作文」と書かれている。そして、これから「陰陽道」を学び、新たに「陰陽師」となりたいものは、「易学講究所」という学校に入学し、学んだ後に試験を受けさせようと計画していた。「階級」が与えられた「陰陽師」たちには、それぞれ「記章」と「門標」が与えられ活動の証明とした⁽²⁷⁾。

実際にどの地域の人が、何人くらいこの「本所」に加入していたかについては、表3-2を参照されたい。ここからは、組織が関西（近畿圏）に限られてい

年度	新規加入人数	地域別新規加入者数（地域が記載されているもののみを記入。記載されていないものは京都と思われる。）
明治26年	51	大阪5、京都2
明治27年	14	大阪9、京都1
明治28年	13	紀州4
明治29年	12	紀州3、京都1、伏見1、大阪1
明治30年	7	伯耆1、神戸1、兵庫1
明治31年	4	京都1、大津2
明治32年	5	大津1、滋賀1、和歌山1、京都2
明治33年	2	
明治34年	1	
明治35年	2	
	合計 111人	

表3-2 若杉家文書 1008「領収書」より作成。

たことがわかる。また加入者（会員）数にたいして、当時全国に「陰陽師」が何人くらい存在し活動していたのか、近畿圏ではどうだったのかについてわかっていないため、組織としてどの程度全国的な影響力があったかなど、まだわからないことは多い。しかし、少なくとも明治20年代になっても「陰陽師」同士のネットワークがいまだに存続し、京都の旧家司・雑掌たちは、範囲が近畿圏に限られてはいるが、影響力を持ち、統率して組織を作っていくことが可能であったということは言えるだろう。

ここまでみてきて、「本所」の目指した組織は、いくつかの特徴がみられた。陰陽師たちは「本所」に登録し、階級別に決められたお金を納める。「本所」は彼らに「階級」を与え、そして「記章」と「門標」を与えた。この関係は江戸時代のものと同様であるといえる。しかし、二点異なる点が挙げられる。一つは、「試験」である。「本所」は新たな陰陽師たちに試験を課し、それによって階級を決めようとしていた。彼らの能力を規格化し、「本所」の「記章」を持った陰陽師の能力の標準化を張ろうとした。二つめは、活動場所についてである。「本所」は活動場所を限定することはしていない。資格があるならばどこでも活動してよいことになる。この二つは密接にかかわっている。全国どこでも、基本的に同じ知識を持った陰陽師が活動することが想定されているのである。

4. 易学講究所

易学講究所については拙稿で論じたので、ここでは簡潔に述べる⁽²⁸⁾。江戸時代において、陰陽師になるためにはしかるべき師について修行を積み、陰陽師としての「技術」を学んだのち、師と地域陰陽師たちのまとめ役である組頭によって土御門家へ「申請」が行われ、しかるべく「資格」が授与される形をとっていた⁽²⁹⁾。「宗教者」が後進を育てることは必須の条件であり、19世紀末から20世紀初頭にかけて、現在にまで続く教育機関が数多く設立されており、その中には「宗教教団（団体）」によるものも多数含まれていた。それらは教育機関であると同時に宗教者養成機関でもあり、中等・高等教育制度を通じて「宗教者」を養成

しようとしていた。「本所」の「設立願」において「皇漢洋諸典ノ陰陽道ニ関スル書ヲ講究」すると書かれているが、ここで紹介する「講究所」はそれだけでなく、新たな「陰陽師」を育てようともしていた⁽³⁰⁾。

「講究所」に関する史料は若林家文書1015の「陰陽道本所開設易学講窮所規則」(以下「規則」と略す)にある⁽³¹⁾。そのなかの「生徒教授之目的」において、「講究所」設立し、生徒を募集する目的として以下のように述べている。

故ニ文言曰先天而天下違後天而奉天時天
 且不違則君子知■故也今本所ノ取ル所ノ
 者ハ斯道ナリ故ニ多ク生徒ヲ募集シ之レヲ教育
 シ古來運命ニ迷醉セル説ヲ看破シ各自凶
 災悔吝ヲ未業ニ了覚シ其前途ノ誠慎ヲ
 為サシメ且ツ世間不学ノ者ノ爲ニ究理前知ノ道
 ヲ以テ其災害ヲ避け悔吝ナカラシメンコトヲ開示スルヲ
 要ス是レ乃チ本所教育ノ目的ナリ⁽³²⁾

なぜ易学を学ぶのか。人の吉凶は天数運命によるという説は、昔からある説(論)ではあるが、今日、文明開化の世からこの説をみると、その説が多くの人々を眩惑させている。人の吉凶はどうして天人命気運と関係していることがあろうか(いやそうではないであろう)、と考えられている。ここでは「文明開化」のこの世に天数運命で吉凶を占う陰陽道は不必要なのではないかと問うている。だがその後、このような世であっても、「吉凶悔吝」を察知して避けようとするには、何らかの方法すなわち「道」を以てするしかない。その「道」とは、何か。それは「変易」の理を極めて、それを使うことである、というのである。不学の者は道を使って事前に知ることができない。だから時として凶事にあい、艱難辛苦におちいる、あるいは悔やみ惜しむことがあって、ついにこれを天運命数のせいに戻ってしまう。だから多くの生徒を募集して教育し、古来運命に関して

迷醉する様々な説を看破し、各自凶事・災難・後悔・吝嗇とその兆しを事前に知り、誠実で慎み深く、かつ世間の不学の者のために「究理前知」の道を以て彼らが受ける災害を避けさせ、悔やんだり惜しんだりさせないようにする。これこそが「講究所」の目的であると述べるのである。

また、「規則」内にある「生徒心得」においては「生徒タル者」の心得が挙げられている⁽³³⁾。ここには、生徒の館内・館外での行動の仕方・態度・心持に規律を強く求めてられている。そして、教員については、「規則」内に「教員心得」というものがある。そこでは、「教員ハ学文算筆及技術等ヲ教フルノミニ非ス總テ生徒ノ飲食挙動ニ至ルマテ教導シ其學術進歩セス或ハ卒業不行状ノ徒アラハ之レヲ制スルノ権ヲ有」し、人柄として「生徒ヲ誘導シテ親切篤実ニ訓誡シ必ス懶惰放肆ノ風ヲ生セシメス悪友ト交ルヲ禁シ其身ニ拾テハ特ニ不良不正ノ言行及交接ヲ慎」しんで、「生徒ノ模範トナリ生徒ヲシテ正実温良万智秀業ナラシメン」人物であることを教員に望んだ。また、教授するときは「教則ニ揭示スル諸課ハ必ス順序ヲ追テ教授シ比偏ナキヲ要ス授業ノ時刻ハ一同遅速ナク教場ニ率ヒ至ラシメ整次ニ就席セシム」ように書かれている⁽³⁴⁾。

「心得」や「規則」をみると、刻限についてと、生徒・教員としての「あるべき」姿について、多く記されている。ここからは、自分たちの存在は以前のような、幕府や朝廷によって保障され、身分制社会の中でその職分（身分、存在）を明確化されている時代とは異なっていること。そして「宗教」「学校」の形式をとりいれ、時代にあわせた新たな存在になろうとしていることが窺える。

「易学講究所」は三年制で、その三年のそれぞれ一年を6ヶ月ずつ二つに分け、前半を前期、後半を後期とし、各学期において指定の科目を学ばせようとしていた。入学可能年齢は満14歳以上30歳以下、資格は普通教育を修了した者とある。また、講究所は全国各地から学生が来ることを想定して寮を備えようとしていた⁽³⁵⁾。規則上は陰陽師の親族等の関係者だけでなく、一般志望者も対象にして陰陽師養成・教育機関を目指していた。学費は「束脩料」（入学金）として1円、月謝として一ヶ月50銭、寮費として一ヶ月2円50銭（寮費は食費込、ただし米価に

より上下とある)であった⁽³⁶⁾。

次に、カリキュラムについても簡単に見ていきたい⁽³⁷⁾。(表4-1)これらの過程をすべて修了した後、さらに試験を行い、その成績によって陰陽師としての「階級」(表3-1)が「本所」から授与される仕組みになっていた⁽³⁸⁾。

ここには、近世の土御門家による陰陽道支配の時期の制度と、近代的な「学校システム」・宗教者養成カリキュラムが混在した姿がみてとれる。年齢や学歴による入学の条件や、カリキュラムの設定、試験を通して「陰陽師」という資格が与えられるというのは、江戸時代にはないものであった。「講究所」は当時の様々な学校のそれぞれの制度から着想を得て構想された。同時に、試験内容や「階級」や「門標」、「記章」などについては以前の制度と近いところがあることも窺える⁽³⁹⁾。

本節は、「易学講究所」構想を詳しくみていくことを通して、陰陽道がそれまでの歴史的な経緯を踏まえつつも、新たな時代の組織としてどのように後継者を育てていこうとしていたかの一端をみてきた。「本所」は自分達自身で「学校」(養成機関)を設立し、そこでの課程を終えたものたちに試験を受けさせ、その結果によって陰陽師としての資格を与えるという方法をとりとうとした。これは当時、仏教や神道が江戸時代から明治時代に移るにつれて、徐々に学校制度を導入し、そこから「宗教者」を養成するというシステムをとりとうとしていたのに酷似している⁽⁴⁰⁾。そしてそれは、様々な「宗教」が「近代的」学校組織を設立していく時代の流れの一環として、陰陽師たちも後継者を「学校」という制度を使って育てようという構想であった。

講究所で行われる課程も陰陽道に関することだけではなく、国学や漢学、洋学、算学など幅広いものであった⁽⁴¹⁾。さらに寮も完備し、全国から人を呼ぼうとしていた。このような学校運営(カリキュラム、設備、費用)のやりかたは、当時の他の宗教系学校(仏教系学校だけでなく神道系や基督教系でも)では実際に行われていた。それまで系統立っていなかった「陰陽師」の教育方法、施設、一般「信徒」への「布教」を全国規模での組織化を行おうとしていた。方法や設備

学	学期/科目	國学	支那学	洋学	文学	詩学	算学	習字	科	通計
各学科	毎週教授時間	六時	六時	六時	二時	二時	六時	二時	六ヶ月間授業日数 百二十日	三十時間
	前期	明治国史略	十八史略	泰西史鑑	文体明辨	詩經	算術	楷書	六ヶ月間授業日数 百二十日	学科数
第一年	後期	日本外史	元明史略	気海観瀾	正統文章 軌範	古文前集	全	全	同	七科
	前期	日本政記	四書	博物志	抄日本 名文家	三体詩	全	行書	同	
第二年	後期	大日本史	周易書経	物理全誌	八大家	唐詩	全	草書	同	
	前期	王代一覽、 神皇正統記	左氏傳	究理問答	文集	宋詩	代数		同	
第三年	後期	古事記伝	國記至道 両経	天象地理 要書	同	明詩	幾何		同	

表4-1 若林家文書1015より作成。

は江戸時代の土御門家の家塾であった齊政館とは大きく異なるものであり、そこに連続性を見いだせない。

6. おわりに

本稿は、明治時代に陰陽師たちが自らの帰属と活動をどのように再編成し、組織化していこうとしたかについて、「本所」の活動を例に検討してきた。以下において、これまでの議論をふりかえり、陰陽道・陰陽師たちの活動を少し述べたのちに、近代における「本所」の陰陽道史的、明治宗教史的、そして民間信仰史的意味を述べる。

江戸時代の「陰陽道」は、中国から入ってきた陰陽五行説だけでなく易学や密教、道教、民間信仰など多様なバックグラウンドから形成されていた。さらに地域的な差も生じており、これを一つの「信仰」と見ることは、「近代的な宗教感覚」からいえば、難しいものであったといわざるをえない。天和年間以降、陰陽道を統べる地位を得た土御門家は、公式に全国の「陰陽師」の統率を行ったとされているが、実際は全国に散らばっている民間宗教者の一部を土御門家が把握し、管理・統率して彼らを「陰陽師」として追認し、活動を公（儀）の管理下に置こうとした、というほうがより実態に近いといえる。「陰陽師」の中には、陰陽師に従って学んだものばかりでなく、修験者や易者や占い師、天文家などもいたのである。

明治時代に入り、土御門家による「陰陽師」への支配は終わりを告げた。元「正式」な「陰陽師」であるかれらは、ある者は民間宗教者となって各地で活動を続けていった⁽⁴²⁾。またある者は廃業して別の職に就いた。そのような中で、京都に残った土御門家に家司・雑掌として仕えていた人々やその周辺の人々が、設立した団体が「本所」である。その設立宣言からは、近代という時代において人々から陰陽道が忘れ去られ、消え去ってしまうのではないかという強い危機意識が窺われた。彼らは再び、陰陽道の活動が政府から認められ、自らは「陰陽師」として活動しながら全国の「陰陽師」たちを管理・監督して行くことができな

いかと考えた。彼らは江戸時代から続く組織化のノウハウを持っており、3節と4節でも述べたように時代に合わせた変化を行おうともしていた。実際には畿内に限られたが、江戸時代と同様に、全国の「陰陽師」たちに呼びかけ、「本所」に加入させ、その代わりに証明書・認定書を発行した。政府へ宗教法人として認めもらうための試みも行っていた⁽⁴³⁾。次世代の陰陽師を養成する「学校」の設立もかなり具体的に構想していた。その学校構想には同時代の他の宗教教団でおこなわれていた学校設立運動から強い影響を受けていたことも窺えた。

「本所」の活動は明治26年ごろから始まっていたが、明治35年以降「本所」の史料は発見できなかった。それ以後、この団体がどのようなようになったかは今のところ不明である⁽⁴⁴⁾。設立した人々は、この「本所」が宗教法人として認められ、活動していきたいと考えていた。そのために彼らは政府が定義する「宗教」という枠組みに入っていこうとした。組織や規則だけでなく学校もつくろうとした。明治時代に形成された概念である「Religion (宗教)」という概念に沿って、自らを再定義しようとしていた。しかし、史料からは、「教義」(や聖典)については、「設立願」の「陰陽道ニ関スル書ヲ講究シ同業者ヲシテ整正厳肅ナラシメ」との文言しか見当たらない。彼らは自らを「宗教教団」として形成しようとしていたが、「教義」について考慮した跡は見当たらない。そもそも江戸時代の「陰陽道」とは、様々な「宗教」や民間信仰が集まっていた。近代に入って「陰陽道」を自らを「宗教」と定義するとき、「本所」はまず組織化、「教団」化を優先して行おうとした。「教義」を整理し、「体系」をつくる、「聖典」を決め、現実の活動・実践と照らし合わせて解釈していくのは、日本においては非常に「近代的」な宗教活動であり、仏教各派や神道もこの時代になって意識的に行っていこうとしていた。「本所」も同様なことを行おうとしていたかもしれないが、これまでの複合性と、多様な人物を「陰陽師」として取り込んできた経緯を加味すると、他の信仰・宗派より多様であったため、難しかったのかもしれない。

注

- (1) 「明治33年ごろ」と表記したのは、その時期以降の史料が現在のところ見つからないからである。後述する史料には、この組織を「本所」と記してある箇所と、「本庁」と記してある箇所と両方存在する。本稿では便宜上「本所」で統一する。
- (2) 遠藤克己『近世陰陽道史の研究』（＜新訂増補版＞、新人物往来社、1994年）、850頁
- (3) 同上
- (4) この時期の宗教史に関しては、以下の先行研究を参照した。安丸良夫『神々の明治維新一神仏分離と廃仏毀釈』（岩波書店、1979年）、阪本是丸（編）『日本型政教関係の誕生』（第一書房、1987年）、羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、1994年）。
- (5) 仏教教団による教育機関の設立の歴史については、以下を参照した。江島尚俊「明治初期の僧侶育成改革と大教院」(『大正大学総合佛教研究所年報』第33号、2011年、292-306頁)、同氏「明治期浄土宗における僧侶育成と高等教育制度明治初期から二〇年代を中心に」(『三康文化研究所年報』第43号、2012年、151-170頁)、同氏「明治前半期・真宗大谷派における高等教育制度」(『仏教文化』、第22号、2013年、141-159頁)。
- (6) 先行研究として、梅田千尋『近世陰陽道組織の研究』（吉川弘文館、2009年）、林淳『近世陰陽道の研究』（吉川弘文館、2005年）を参照した。他には遠藤克己、前掲書、高埜利彦「近世陰陽道の編成と組織」(『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、1989年、125-129頁)なども参照した。明治3年の研究については、林淳「明治三年の天社神道廃止令」(前掲書)、358-385頁を参照。
- (7) 拙稿「明治期における陰陽道の教育機関「易学講究所」構想について：若杉家文書より」(『ICU比較文化』第50号、国際基督教大学比較文化研究会、2018年、63-80頁)
- (8) 京都府立総合史料館所蔵 若杉家文書。若杉家文書の大部分は、土御門家が天皇の東上に伴って東京に移住した際、主家土御門家から若杉家に渡され京都で保存していた文書であるが、若杉家自身が作成して保存していた文書もある。その中から関係する、陰陽道事務所、陰陽道取締本所の史料を用いる。詳細は京都府総合資料館若杉家文書：<http://www.pref.kyoto.jp/kaidai/kaidai-wa.html>（アクセス最終日：2020年9月1日）を参照されたい。以下、若杉家文書を引用する場合は、「若杉家文書、文書番号」を記す。なお、旧漢字は適宜新漢字にして記述する。
- (9) 本節の記述は、梅田（前掲書）、林（前掲書）、高埜（前掲書）を筆者がまとめたものである。
- (10) 梅田「近世陰陽道組織の歴史的展開」（前掲書）、1-2頁
- (11) 高埜、前掲書、125-129、130-149頁
- (12) 同上、149-154頁
- (13) 同上、143-154頁
- (14) 林、前掲書、161-166頁

- (15) 以下、斉政館に関する記述は、梅田「陰陽道と暦算家」（前掲書、353-363頁）、同氏「土御門家の家職と天文暦算」（『近世の天皇・朝廷研究』第3巻、学習院大学、2012年、3-26頁）、水野杏紀「江戸末期の土御門家と陰陽書出版について：ふたつの皇和司天家鑿本『陰陽方位便覧』の考察を中心として」（『人間社会学研究集録』大阪府立大学、2008年、77-118頁）を筆者がまとめたものである。
- (16) 水野、同上
- (17) 若杉家文書1001番。「本所」に関する比較的初期の史料である、「明治廿六年六月陰陽道本所組立法則」のなかに、本所事務員として五人の名前が表記されている。第1節でも述べたように、若杉家文書には「本所」に関する「設立願」や「草稿」が数種類存在する。本稿では、文部省に提出しようとしたものを中心に検討していく。
- (18) その名の通り若杉家文書の「若杉」であり、梅田千尋の研究によれば、若杉家はもともと京都において一族で陰陽師を営む一族であり、江戸時代後期に土御門家の家司となり、全国の陰陽師を統率する「土御門本所」において実際の業務を行っていた家でもあった。江戸後期の京都における陰陽師たちの活動については、梅田千尋「陰陽師——京都洛中の陰陽師と本所土御門家——」（高埜利彦（編）『シリーズ近世の身分的周縁1 民間に生きる宗教者』吉川弘文館、2000年、235-265頁）を参照されたい。
- (19) この時期、「宗教」として政府に認められるためには、本来ならば内務省に教会設立のために認可を受けなければならなかった。しかし、この「設立願」をはじめとして、「本所」に関する史料は何故か文部大臣と文部省宛になっている。そして、「設立願」は、「本件は当省ニ於テ受理スヘキ限ニアラス依テ書面却下ス」とされた紙一枚の文書がこの「設立願」の表紙と本文の間に挟まれている。
- (20) ここでは土御門晴栄の名前が書かれているが、勝手に名前を使用しているものと思われる。実際、晴栄がこの運動に参加した形跡はない。むしろ、消極的・否定的であった。それは、若林家文書1000番に、自身は「陰陽道本院」と関係ない旨を新聞広告で宣言した事に関するメモが残っていることからうかがえる。ただ、京都の旧家司・雑掌たちとの関係が悪かったとも思えない。若杉保矩と晴栄との書簡のやりとりは続いており、「安倍晴明公九百年祭 福寿協会」（若杉家文書1038番）には、総裁と副会長としてともに名を連ねている。
- (21) 若杉家文書1000番。なお、判読不能であったものを「■」でしるすこととする（以下同）。
- (22) 同上
- (23) 同上
- (24) 同上
- (25) 同上「陰陽道本所職制規定案」
- (26) 階級に関しては、表3-1を参照のこと。
- (27) 若林家文書1001番。ここには、記章と門標がどのように記されるかの例が書かれている。記章は、「一級陰陽師 何某 年月日 陰陽道本所」（「一級」ののところには

各階級が入る)のように、門標は「土御門家管理陰陽師□(焼印)何々誰」(焼印は陰陽道本所の印)のように書くように指示がある。

- (28) 拙稿(前掲)
- (29) 高埜、前掲書、152頁
- (30) 若杉家文書1000番
- (31) 若林家文書1015番がいつ書かれたものか、その史料だけでは断定することはできない。しかし、「陰陽道本所開設」という文言と、若林家文書1014-1017番の史料の日付を考慮すると、同じ時期(明治26年から27年)に書かれたものと判断した。
- (32) 若林家文書1015番
- (33) 若林家文書1015番の「生徒心得」において、「生徒タル者」の心得として以下の6点を挙げられていた。1)「教員ノ意ニ随ヒ弟子タル職務ヲ厳守スヘキ」、2)「教員の指揮ヲ受ケ且其定ムル所ノ規則ハ一切之レニ承遵シ我意ヲ出ス可カラス事」、3)「常受業時限ハ教折ノ報ヲ俟テ進退ス可シ」、4)「受業中自己ノ意ヲ述フルコトヲ許サス若シ述ヘント欲スル意アラハ、受業ノ後別ニ之レヲ陳述ス可シ」、5)「講究所内ノ戸障子ノ開閉及ヒ坐作進退ニ至ルマテ恭ヲ主トシ僣暴ノ挙動アル可カラス」、6)「同業者ハ勿論他人ト交際ヲナスニ篤実ニシテ進退応接等総テ謙遜ヲ旨トシ決シテ豪放ノ語ヲ出シ或ハ人ヲ誹議シ無益ノ争論ヲ致ス可カラス」
- (34) 同上
- (35) 入寮が必須かどうかは不明。なお、若林家文書1014番にある「陰陽道取締本所」の名簿からは、「本所」の会員は近畿一帯に広がっていたことが見て取れる。
- (36) 当時の多くの学校から多くの着想を得ていたと推測される。詳しくは、拙稿を参照のこと。
- (37) 若林家文書1015番
- (38) 第3節を参照のこと。
- (39) もちろん、これだけで学校のすべてが説明できているわけではない。文書には書かれていないが、考慮しなければならない制度もある。例えば、入学時期について、退学について、休暇についてなどである。
- (40) この流れは、明治33年の専門学校令まで続いていく。
- (41) この時期の宗教系大学での「普通学」導入に関しては、阿部貴子「明治真言宗の大学林教育——普通学導入をめぐる議論と実際——」(『近代日本の大学と宗教』法蔵館、2014年、169-199頁)を参照されたい。
- (42) 若杉家文書(1001番)から別の組織(御嶽教)に所属して活動していた人物がいたことが、確認できた。
- (43) 注(17)を参照
- (44) 昭和2年(1927年)に社団法人大日本陰陽道会が設立され、昭和13年に土御門晴栄のひ孫である土御門熙光が副総裁となる。この組織と「陰陽道取締本所」との関係

は定かではない。公益社団法人大日本易学連合会のウェブサイト (<http://nichiekiren.jp/>) 参照 (2020年9月30日閲覧)。子爵土御門晴栄は1915年に没する。晴栄には男の実子がいなかったため、子爵の松平家から婿をむかえ、自身の長女と結婚させていた。土御門子爵家は婿の土御門晴行が継ぐが1924年に亡くなる。晴行には男の実子がいなかったため、三室戸家から養子をむかえ、土御門晴善として土御門家を継ぐ (晴善は東京高等蚕糸学校の教授や貴族院議員などを歴任した)。土御門熙光は晴善の長男として土御門子爵家を1934年に継いだ。